

八尾市職員給与条例及び八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市職員給与条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条 略 第5条の2 略 2～5 略 6 任命権者は、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員について、特別の事情により前項の規定による号給により難いときは、第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（その額が<u>1,175,000円</u>を超える場合にあつては、<u>1,175,000円</u>）とすることができる。</p> <p>第5条の2の2～第41条 略 第42条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>414,800円</u></p> <p>(2) 略 2・3 略 (期末手当) 第42条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>第1条～第5条 略 第5条の2 略 2～5 略 6 任命権者は、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員について、特別の事情により前項の規定による号給により難いときは、第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（その額が<u>1,178,000円</u>を超える場合にあつては、<u>1,178,000円</u>）とすることができる。</p> <p>第5条の2の2～第41条 略 第42条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>415,600円</u></p> <p>(2) 略 2・3 略 (期末手当) 第42条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>

4～6 略
 第42条の3・第42条の4 略
 (勤勉手当)
 第42条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3・4 略
 第43条～第50条 略

4～6 略
 第42条の3・第42条の4 略
 (勤勉手当)
 第42条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3・4 略
 第43条～第50条 略

(2) 八尾市職員給与条例の一部改正 (第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条の3 略 第6条 第5条の職員の初任給及び昇給については <u>国家公務員の例に準じて別にこれを定める。</u></p>	<p>第1条～第5条の3 略 第6条 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</u> 2 <u>職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</u> 3 <u>職員の昇給は、規則で定める日に、同日の属する年度の前年度及び当該年度の同日までの期間のうち規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。</u> 4 <u>前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 5 <u>55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員は、前項の規定にかかわらず、昇給しないものとする。</u> 6 <u>職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</u> 7 <u>職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> 8 <u>第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>第7条～第22条 略 第23条 略 2・3 略</p>	<p>第7条～第22条 略 第23条 略 2・3 略</p>

4 第1項第2号に該当する定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に支給する通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額から当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

5・6 略

第24条・第25条 略

第26条 略

2 略

3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当及び住居手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額とする。

4～6 略

第26条の2～第42条 略

(期末手当)

第42条の2 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の175」とする。

4～6 略

第42条の3・第42条の4 略

(勤勉手当)

第42条の5 略

4 第1項第2号に掲げる職員（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に限る。）のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に支給する通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額から当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

5・6 略

第5章の2 在宅勤務等手当

第23条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条・第25条 略

第26条 略

2 略

3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び特殊勤務手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額とする。

4～6 略

第26条の2～第42条 略

(期末手当)

第42条の2 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。

4～6 略

第42条の3・第42条の4 略

(勤勉手当)

第42条の5 略

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>第43条～第46条 略</p> <p>第47条</p> <p>略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p>第48条～第50条 略</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>第43条～第46条 略</p> <p>第47条 <u>第6条第3項から第8項までの規定は、任期付職員採用条例第2条から第4条までの規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p>第48条～第50条 略</p>
---	---

(3) 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条 略</p> <p>（全時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2（第3項及び第5項を除く。）、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2（第3項及び第5項を除く。）、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たり</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>（全時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2（第3項及び第5項を除く。）、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の135</u>」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2（第3項及び第5項を除く。）、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の135</u>」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たり</p>

の勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

第14条～第15条 略

附 則

1・2 略

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているもの（以後引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものを含む。）については、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、給与条例第42条の5の規定に準じて勤勉手当を支給する。この場合において、第7条中「第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第4項中」とあるのは「第4項中」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）附則第3項前段の規定の適用を受ける全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に第1号に定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第42条の2第4項及び第5項の規定」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項の規定」と、八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）第5条の3第2項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

4～12 略

の勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

第14条～第15条 略

附 則

1・2 略

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているもの（以後引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものを含む。）については、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、給与条例第42条の5の規定に準じて勤勉手当を支給する。この場合において、第7条中「第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項中」とあるのは「第4項中」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）附則第3項前段の規定の適用を受ける全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に第1号に定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第42条の2第4項及び第5項の規定」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項の規定」と、八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）第5条の3第2項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

4～12 略

(4) 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案
第1条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の給与)	第1条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の給与)
第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「全時間勤務会計年度任用職員」という。）には、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当を支給する。	第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「全時間勤務会計年度任用職員」という。）には、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等</u> 手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当を支給する。
2・3 略	2・3 略
4 任期の定めが6月以上である全時間勤務会計年度任用職員であって、6月1日及び12月1日にそ	4 任期の定めが6月以上である全時間勤務会計年度任用職員であって、6月1日及び12月1日にそ

れぞれ在職する者には、期末手当を支給する。

5 略

第3条・第4条 略

(全時間勤務会計年度任用職員の通勤手当)

第5条 全時間勤務会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第23条(第4項を除く。)の規定を準用する。

(全時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当等)

第6条 全時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当については、給与条例第24条、第25条、第26条(第2項及び第6項を除く。)、第26条の2から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第3項中「特殊勤務手当及び住居手当」とあるのは「特殊勤務手当」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより割り振られた正規の勤務時間」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める休日」と、給与条例第28条第1項及び第29条第1項中「勤務時間条例第8条第1項から第

れぞれ在職する者には、期末手当及び勤勉手当を支給する。

5 略

第3条・第4条 略

(全時間勤務会計年度任用職員の通勤手当)

第5条 全時間勤務会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第23条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第5条の2の規定により準用する次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される同条例第2条第1項に規定する全時間勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(全時間勤務会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

第5条の2 全時間勤務会計年度任用職員の在宅勤務等手当については、給与条例第23条の2の規定を準用する。

(全時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当等)

第6条 全時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当については、給与条例第24条、第25条、第26条(第2項及び第6項を除く。)、第26条の2から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより割り振られた正規の勤務時間」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める休日」と、給与条例第28条第1項及び第29条第1項中「勤務時間条例第8条第1項から第3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で

3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

(全時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と読み替えるものとする。

第8条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬等)

第9条 略

2 略

3 前項に規定するもののほか、短時間勤務会計年度任用職員には、初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当のそれぞれに相当する報酬を支給する。

4 任期の定めが6月以上である短時間勤務会計年度任用職員であつて、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者(規則で定める短時間勤務会計年度任用職員を除く。)には、期末手当を支給する。

5 略

第10条 略

第11条 短時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬については、給与条例第24条から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第1項第1号中「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当に相当する報酬」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」と

定めるところにより」と読み替えるものとする。

(全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第2条第1項に規定する全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

第8条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬等)

第9条 略

2 略

3 前項に規定するもののほか、短時間勤務会計年度任用職員には、初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当のそれぞれに相当する報酬を支給する。

4 任期の定めが6月以上である短時間勤務会計年度任用職員であつて、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者(規則で定める短時間勤務会計年度任用職員を除く。)には、期末手当及び勤勉手当を支給する。

5 略

第10条 略

第11条 短時間勤務会計年度任用職員の在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬については、給与条例第23条の2から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第1項第1号中「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当に相当する報酬」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期

あるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当及び住居手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより割り振られた正規の勤務時間」と、「前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、「第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、「前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定により規則で定める休日」と、同条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第28条第1項及び第29条第1項中「勤務時間

付短時間勤務職員」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び特殊勤務手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項及び第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、在宅勤務等手当に相当する報酬の月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）並びに特殊勤務手当に相当する報酬のうち市長が定めるものの額の合計額」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより割り振られた正規の勤務時間」と、「前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、「第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、「前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定により規則で定める休日」と、同条第2

条例第8条第1項から第3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第12条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員に対する費用弁償)

第14条 短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償として、給与条例第23条の規定に準じて通勤に係る費用を支給する。この場合において、同条第4項中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 略

第14条の2 略

項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第28条第1項及び第29条第1項中「勤務時間条例第8条第1項から第3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第12条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)から第42条の5までの規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と、給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」と読み替えるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員に対する費用弁償)

第14条 短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償として、給与条例第23条の規定に準じて通勤に係る費用を支給する。この場合において、同条第4項中「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 略

第14条の2 略

第14条の3 略

2 外国語指導助手には、第9条第4項の規定は、適用しない。

第14条の4 略

第14条の5 第14条の2又は第14条の3の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の3第1項の規定による報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」と、「第11条の規定により読み替えられた」とあるのは「第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた」と、第12条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第7条、第8条第1項及び第3項」と、「第45条の2」とあるのは「第46条」と、「及び第50条」とあるのは「並びに第50条」と、「第43条中」とあるのは「第8条第3項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、給与条例第43条中」と、「第49条第1項中」とあるのは「第46条第1項中「第26条第3項に規定する」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する」と、給与条例第46条第2項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間として指定された時間及び勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日、時間外勤務代休時間として指定された時間及び休日」と、給与条例第49条第1項中」とする。

第15条 略

附 則

1・2 略

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日に引き続いて全時間勤務

第14条の3 略

2 外国語指導助手には、第9条第4項及び八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）第5条の3の規定は、適用しない。

第14条の4 略

第14条の5 第14条の2又は第14条の3の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項及び第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額並びに在宅勤務等手当に相当する報酬の月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の3第1項の規定による報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」と、「第11条の規定により読み替えられた」とあるのは「第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた」と、第12条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第7条、第8条第1項及び第3項」と、「第45条の2」とあるのは「第46条」と、「及び第50条」とあるのは「並びに第50条」と、「第43条中」とあるのは「第8条第3項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、給与条例第43条中」と、「第49条第1項中」とあるのは「第46条第1項中「第26条第3項に規定する」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する」と、給与条例第46条第2項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間として指定された時間及び勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日、時間外勤務代休時間として指定された時間及び休日」と、給与条例第49条第1項中」とする。

第15条 略

附 則

1・2 略

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日以後に引き続いて全時間

会計年度任用職員として任用されているもの（以後引き続き全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものを含む。）については、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、給与条例第42条の5の規定に準じて勤労手当を支給する。この場合において、第7条中「第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項中」とあるのは「第4項中」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）附則第3項前段の規定の適用を受ける全時間勤務会計年度任用職員の勤労手当基礎額に第1号に定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第42条の2第4項及び第5項の規定」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項の規定」と、八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）第5条の3第2項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

4～10 略

勤務会計年度任用職員として任用されているものの勤労手当については、第7条の規定にかかわらず、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日の翌日からその者が65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、同条中「100分の102.5」とあるのは、「100分の102.5（附則第3項の規定の適用を受ける者にあつては、100分の7.5）」とする。

4～10 略